破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１０１号
福岡県糸島市二丈松国661番地の１
破産者　有限会社ラッキーファームプランニング
１　決定年月日　平成27年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９３号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1051番地18
破産者　鈴木　明彦
１　決定年月日　平成27年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０８号
栃木県佐野市大橋町3234番地４
破産者　有限会社太平パッキング
１　決定年月日　平成27年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０９号
栃木県佐野市犬伏上町1914番地４、前住所栃木県佐野市大橋町3234番地４
破産者　深田　平八
１　決定年月日　平成27年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１２６号
福岡市西区下山門４丁目８番12―206号
破産者　亡志水勝城相続財産
１　決定年月日　平成27年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８号
福島県相馬市新沼字坪ケ迫11番地の１
破産者　有限会社タック
１　決定年月日　平成27年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２６年（フ）第１４４号
群馬県前橋市下小出町２丁目24番地15
破産者　大地住建株式会社（旧商号ニットー開発株式会社）
１　決定年月日　平成27年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３３２号
千葉県松戸市殿平賀199番地　プティシャンブルＫ102号
破産者　川添　俊彦
１　決定年月日　平成27年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１１１３号
神奈川県大和市大和東１－９－９、商業登記簿上の本店所在地東京都町田市鶴間1718番地４ビクトリア宮島502
破産者　有限会社アイディレクションズ
１　決定年月日　平成27年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２号
愛知県豊田市豊栄町３丁目131番地
破産者　有限会社サンフレッシュフーズ
１　決定年月日　平成27年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
愛知県岡崎市牧御堂町字油田７番地１
破産者　株式会社テーサン
１　決定年月日　平成27年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
福岡県飯塚市佐與1974番地１
破産者　有限会社安心輸送
１　決定年月日　平成27年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１８０号
沖縄県浦添市伊祖２丁目２番５―707号　サンチャイルドめぐみⅠ
破産者　照屋　拓大
１　決定年月日　平成27年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第７３号
長崎県佐世保市瀬戸越３丁目1438番地18、開始決定時の住所長崎県佐世保市桜木町10番12号
破産者　柿本　秀和
１　決定年月日　平成27年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
長崎県佐世保市上相浦町４番27号アクシス上相浦604号、開始決定時の住所長崎県佐世保市大野町129番地16
破産者　藪田　潤一
１　決定年月日　平成27年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第７４６号
札幌市豊平区西岡３条11丁目３番２号　テラスハウスⅠ桑原
破産者　寺田　和哉
１　決定年月日　平成27年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６９０号
兵庫県明石市大久保町西島816番地の１　シャルム明石101号
破産者　長田　　晃
１　決定年月日　平成27年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６９５号
大阪府大東市寺川１丁目12番204号
破産者　上田　英江
１　決定年月日　平成27年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２２４号
大阪府東大阪市水走２丁目５番13号　プロスペリテ107、開始決定時の住所大阪府東大阪市水走１丁目５番10号
破産者　杉本　一洋
１　決定年月日　平成27年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６６３号
大阪府高槻市東五百住町１丁目15番23号
破産者　関野　　隆
１　決定年月日　平成27年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部